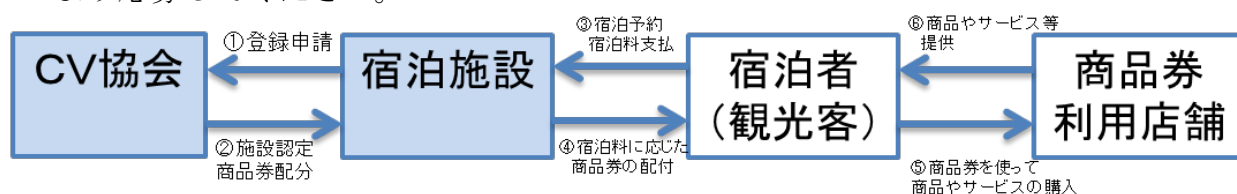


## 【ながと泊まっ得キャンペーン第2弾】 宿泊施設の募集について

令和4年10月17日

本事業は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けている本市観光事業者を支援するため、市内宿泊者を対象として市内店舗等で利用可能な商品券を配付し、観光客の誘致促進と市内消費の拡大を図ることを目的としています。

つきましては、特典の対象となる宿泊施設に登録を希望する施設は、事業の趣旨に同意の上、別紙「ながと泊まっ得キャンペーン事業登録申請書」及び添付資料を同封し、令和4年10月25日（火）までに郵送、メール又は持参により応募してください。



### 1 事業概要

(1) 事業主体 一般社団法人長門市観光コンベンション協会

(2) 事業内容

市内の本事業登録宿泊施設が造成した「ながと泊まっ得キャンペーン宿泊プラン」で宿泊された方を対象に、宿泊特典として長門市観光コンベンション協会発行の「ながと泊まっ得キャンペーン商品券」（以下「商品券」という。）を付与するものです。

ア ながと泊まっ得キャンペーン商品券

長門市内店舗、観光事業店舗で使える商品券 額面：1枚1,000円

利用期間：令和4年12月1日～令和5年2月28日

利用店舗：観光客の利用が想定される本市観光事業者等であり、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を講じ、本事業に賛同する事業所。

※量販店（スーパー・ドラッグストア・ホームセンター等）とコンビニエンスストアを除く。

※宿泊施設における宿泊料金への充当不可。

※宿泊施設館内の売店などで利用可能。（利用店舗としての登録が必要ですので、別紙「ながと泊まっ得キャンペーン事業登録申請書」内の「館内における商品券利用店舗の有無」欄に館内店舗名を記入してください。）

## イ 特典配布の条件

価 額	一人あたり宿泊費／泊（税別）が ・ 5 千円～1 万円未満の場合 1 枚 1,000 円分の商品券 ・ 1 万円以上の場合 2 枚 2,000 円分の商品券
条 件	登録施設が造成する「ながと泊まっ得キャンペーンプラン」 で1泊以上宿泊すること
総配布枚数	85,000枚

## ウ 配布対象期間

次の期間内の宿泊に限ります。

令和4年12月1日～令和5年2月25日

※予約開始日は各登録宿泊施設の計画書等提出後、プラン設定に掛る日数を考慮した上で11/1(火)の情報解禁日までに決定します。

## エ 各宿泊施設への商品券の配分

宿泊施設毎に別紙「ながと泊まっ得キャンペーン事業計画書」（別紙2）を提出していただき、協会にて内容を審査し、配分数を決定します。

なお、商品券の配布枚数に限りがあるため、要望に沿えない可能性があります。（※配分数の決定：10月31日（月）予定）

## オ 商品券の換金（※館内売店等を商品券利用店舗として登録した場合）

館内の売店等で使用された商品券は、市内金融機関で換金を受け付けます。換金期間は令和4年12月1日から令和5年3月13日を予定しています。

利用された商品券の換金は、利用店舗としての登録済の宿泊施設のみが可能であり、それ以外の方の換金には応じません。また、換金期間後の換金には応じないので、必ず期間内に換金してください。（詳しい換金手続き等については別途お知らせします）

## カ 周知

事業内容及び登録宿泊施設、商品券利用可能店舗については、長門市観光ホームページ「ななび」等で行う予定です。

## 2 宿泊施設登録条件

以下の（１）から（８）全ての条件を満たす必要があります。

- （１）市内にある宿泊施設で商品券の管理等を適切に行えること
- （２）旅館業法第３条のよる営業許可を受けた宿泊施設若しくは住宅宿泊事業法第３条による届出を行っている宿泊施設であること
- （３）新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向け、業種毎の感染拡大防止ガイドランを踏まえた対応が行えること
- （４）商品券の利用者に対して商品券の利用に必要な説明を実施できること
- （５）商品券の付与条件に該当する宿泊プランがあること
- （６）「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年七月一〇日法律第一二二号）の第二条第六項第四号に規定される施設ではないこと
- （７）「山口県暴力団排除条例（平成２２年山口県条例第２３号）」を遵守すること
- （８）その他公序良俗に反しないこと

上記、関係法令等の登録条件に反する事実が判明した場合は、登録を取り消すことがありますのでご注意ください。

## 3 実施にあたっての注意事項

- （１）商品券の適切な管理のほか、個人情報適切に管理できること
- （２）長門市観光コンベンション協会との連絡手段が確保されていること

\* 宿泊施設は、長門市観光コンベンション協会との間で迅速に連絡の取れる通信手段を複数確保する必要があります。連絡手段とは、施設の電話番号、施設のファックス番号、担当者の携帯番号、施設及び担当者のメールアドレスなどを指します。

\* 定休日以外の平日は、担当者不在時でも伝言を受け付けられる体制を確保してください。

## 4 宿泊施設の登録方法

宿泊券の利用を希望する宿泊施設は、この募集内容に同意の上、長門市観光コンベンション協会あてに「ながと泊まっ得キャンペーン事業【宿泊施設】登録申請書」等、以下の書類を提出して下さい。（持参・メール・郵送受付）

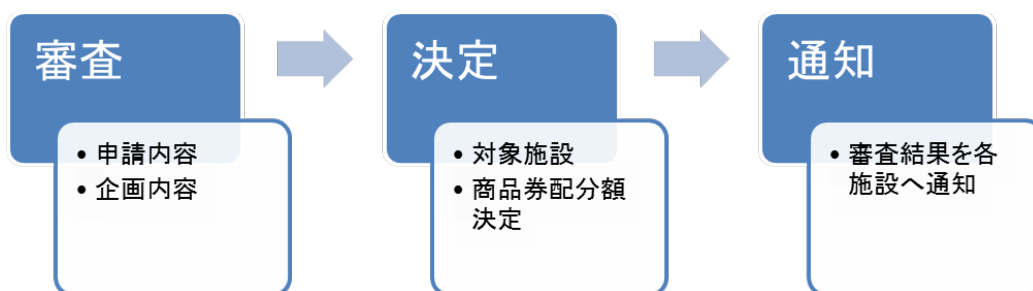
**【提出期限：令和４年１０月２５日（火）１７時】**

なお、様式等は下記URLからダウンロードできます。

○観光ナビ／ななび [https://nanavi.jp/feature/nagato\\_tomattoku2022/](https://nanavi.jp/feature/nagato_tomattoku2022/)

### 【提出書類】

- ・ながと泊まっ得キャンペーン事業【宿泊施設】登録申請書（別紙1）
- ・ながと泊まっ得キャンペーン事業計画書（別紙2）
- ・商品券配布計画内訳（別紙3）



## 5 今後のスケジュール（予定）

10月17日	(月)	事業説明会
10月25日	(火)	提出書類締切 17時
10月31日	(月)	申請内容の審査、認定通知及び配分決定通知
11月24日	(木)	宿泊施設への商品券 受け渡し開始
12月 1日	(木)	キャンペーン開始

## 6 書類提出先

〒759-4106

長門市仙崎 4297-1 道の駅センザキッチン観光案内所「YUKUTE」内  
一般社団法人長門市観光コンベンション協会 担当：小林  
TEL：0837-27-0074 FAX：0837-27-0079  
E-mail：info@nanavi.jp

## 7 事業に関するお問い合わせ

○一般社団法人長門市観光コンベンション協会 担当：小林  
TEL：0837-27-0074 FAX：0837-27-0079  
E-mail：info@nanavi.jp

○長門市観光政策課 担当：藤原  
TEL：0837-23-1251 FAX：0837-22-6487  
E-mail：kanko@city.nagato.lg.jp